

竹富町告示第 30 号

竹富町観光案内人条例免許申請期間

竹富町観光案内人条例施行規則（令和 2 年規則第 5 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 8 項の規定に基づき、免許申請期間を次のとおり公表するとともに、免許申請期間の変更に伴い、施行規則附則で定める経過措置期間を次のとおり改める。

令和 2 年 6 月 1 日

竹富町長 西大舩 高句

1. 免許申請期間

「令和 2 年 4 月 15 日から令和 2 年 6 月 16 日まで」を「令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日まで」に改める。

2. 経過措置

施行規則附則経過措置で定める期間について、「令和 2 年 6 月 16 日まで」を「令和 2 年 8 月 31 日まで」に改める。